平成２９年（フ）第３７５号
千葉県野田市春日町10番地の６　シンフォニーＤ203
破産者　渡部恵美子
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第４１１号
千葉県野田市上花輪新町18番地の８
破産者　永田由美子（旧姓岡野）
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６２５号
千葉県柏市緑ケ丘６番５号
破産者　西川　隆敏
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６３５号
千葉県流山市向小金２丁目560番地の１　リカスコート508
破産者　松園　弘枝
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６４４号
千葉県印西市発作1939番地
破産者　Ｂ．マーケティング株式会社
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第６７６号
千葉県柏市花野井733番地38　ハイツ吉田101号
破産者　加藤　明子
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第３４４１号
東京都練馬区石神井町４丁目12―37―212
破産者　志村　恵一
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４２６号
静岡市葵区下543番地の12
破産者　株式会社匠
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９３号
大阪市旭区森小路２丁目３番23号
破産者　株式会社ＯＦＦＩＣＥＫＩＤＡ
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２２５号
大阪市天王寺区北河堀町１番25号
破産者　明化産業株式会社
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３０９５号
大阪府東大阪市御厨南３丁目２番31号
破産者　エキスパートサービス株式会社
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５６４号
大阪市中央区城見２丁目１番61号
破産者　株式会社ブイカム
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２４６号
大阪市旭区赤川４丁目12番５号、商業登記簿上の本店所在地大阪市旭区赤川４丁目12番３号
破産者　株式会社旭創
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５３号
大阪市西区九条３丁目28番21号901号室
破産者　株式会社コンスタンティノープル
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２４号
大阪府松原市河合３丁目３番23号
破産者　有限会社シープアート
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
堺市美原区阿弥435―１
破産者　株式会社清水化粧合板
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１８号
和歌山県東牟婁郡串本町古座279番地
破産者　有限会社梅野青果
１　決定年月日　平成30年１月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第９０８号
東京都府中市西府町４丁目20番地の33
破産者　上村　嘉明
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０５２号
東京都町田市山崎町971番地２グラン・シェルⅡ101
破産者　宮塚　　成
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１１７号
東京都八王子市八日町８番１号ビュータワー八王子2314号
破産者　夏目　佳孝
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１６１号
東京都町田市南成瀬４丁目19番地15ワタヤマンションＮｏ．２
破産者　田中　麗奈
１　決定年月日　平成30年１月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部